

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 主な改正内容

- (1) フルタイム会計年度任用職員等における退職手当の支給要件の緩和（第1条）
- ア フルタイム会計年度任用職員等における退職手当の支給要件のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上とされている要件について、1月の勤務日数（週休日、休日、代休日等は含まない。）が20日に満たない場合は、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数（以下「職員みなし日数」という。）以上に緩和する。
- イ フルタイム会計年度任用職員等のうち退職手当の支給対象となる者の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなったときに、その月の月末において退職手当を支給する旨を定める。
- ウ フルタイム会計年度任用職員等の在職期間の計算においては、引き続いた勤務日数が職員みなし日数以上ある月の月数により計算する旨を定める。
- (2) 退職手当の算定における休職月等に、高齢者部分休業の期間を加える。（第2条）

2 新旧対照表

(1) 第1条関係

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （支給対象）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第三号に規定する勤務形態が同項第一号及び第二号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則<u>その他の規程</u>により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）の<u>数（以下「勤務日数」という。）が十八日（一月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第十八条第一項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第四条及び</u></p>	<p>第一条（略） （支給対象）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第三号に規定する勤務形態が同項第一号及び第二号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>以下同じ。</u>）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p>

<p><u>第五条の規定による週休日、勤務時間条例第十条及び第十一条の規定による休日並びに勤務時間条例第十二条第一項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)</u> <u>に相当する日は、算入しない。)</u>が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第一項第三号に掲げる職員のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第一項ただし書の規定にかかわらず、同項第四号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第四条から第九条まで (略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第十条 第一項から第三項まで (略)</p> <p><u>4 第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を</u></p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第一項第三号に掲げる職員のその月の勤務日数<u>(常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。)</u>が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第一項ただし書の規定にかかわらず、同項第四号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が<u>十八日</u>に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>第四条から第九条まで (略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第十条 第一項から第三項まで (略)</p> <p><u>4 第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(第一号から第八号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第</u></p>
---	--

<p><u>除く。）以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第十八条第一項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。</u></p> <p>第一号から第七号まで （略）</p> <p>八 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>九 育児短時間勤務等（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間</u></p> <p>第五項から第七項まで （略）</p> <p>第十条の二 （略） （勤続期間の計算）</p> <p>第十一条 （略）</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第二条第一項第三号に掲げる職員にあつては、引き続きた<u>勤務日数が職員みなし日数以上ある月の月数</u>）による。</p> <p>第三項から第八項まで （略）</p> <p>第十一条の二から第十二条まで （略） （失業者の退職手当）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又</p>	<p>九号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における<u>現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）をいう。</u></p> <p>第一号から第七号まで （略）</p> <p>八 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>九 育児短時間勤務等の期間</p> <p>第五項から第七項まで （略）</p> <p>第十条の二 （略） （勤続期間の計算）</p> <p>第十一条 （略）</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第二条第一項第三号に掲げる職員にあつては、引き続きた<u>常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月の月数</u>）による。</p> <p>第三項から第八項まで （略）</p> <p>第十一条の二から第十二条まで （略） （失業者の退職手当）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又</p>
--	---

<p>は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が一月以上あるもの（季節的業務に四月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>第一号及び第二号（略） 第三項から第十四項まで（略） 第十四条から第二十四条まで（略）</p>	<p>は職員以外の者で常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が一月以上あるもの（季節的業務に四月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>第一号及び第二号（略） 第三項から第十四項まで（略） 第十四条から第二十四条まで（略）</p>
--	--

(2) 第2条関係

改正後（案）	現行
<p>第一条から第九条まで（略） （退職手当の調整額）</p> <p>第十条 第一項から第三項まで（略）</p> <p>4 第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第十八条第一項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>第一号から第四号まで（略）</p> <p><u>五 高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休</u></p>	<p>第一条から第九条まで（略） （退職手当の調整額）</p> <p>第十条 第一項から第三項まで（略）</p> <p>4 第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第十八条第一項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>第一号から第四号まで（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

<u>業をいう。）の期間</u>	
<u>六（現行に同じ。）</u>	<u>五（略）</u>
<u>七（現行に同じ。）</u>	<u>六（略）</u>
<u>八（現行に同じ。）</u>	<u>七（略）</u>
<u>九（現行に同じ。）</u>	<u>八（略）</u>
<u>十（現行に同じ。）</u>	<u>九（略）</u>
第五項から第七項まで（略）	第五項から第七項まで（略）
第十条の二から第二十四条まで（略）	第十条の二から第二十四条まで（略）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- (2) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月文京区条例第25号）中、第10条第4項の改正規定を削る。